議案第１１５号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　区議会議員の議員報酬の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年１０月世田谷区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表議長の項中「９６７，９００円」を「１，００２，７００円」に改め、同表副議長の項中「８１９，４００円」を「８４８，８００円」に改め、同表委員長の項中「６９２，９００円」を「７１７，８００円」に改め、同表副委員長の項中「６５９，５００円」を「６８３，２００円」に改め、同表議員の項中「６４１，９００円」を「６６５，０００円」に改める。

第８条第２項中「１００分の２０７．５」を「、６月に支給する場合においては１００分の２０７．５、１２月に支給する場合においては１００分の２１７．５」に改める。

第２条　世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の２０７．５、１２月に支給する場合においては１００分の２１７．５」を「１００分の２１２．５」に改める。

附　則

１　この条例中第１条及び次項の規定は公布の日から、第２条の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（第２条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。この場合において、第１条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。